

居宅介護支援重要事項説明書
<令和 8 年 6 月 1 日現在>

1 支援事業者（本社）の概要

名称・法人種別	一般社団法人 熊本市医師会
代表者名	会長 園田 寛
本社所在地・連絡先	(住所) 熊本市中央区本荘3丁目3番3号 (電話) 096-362-1221 (FAX) 096-366-3628

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	熊本医師会在宅ケアセンター居宅介護支援事業所
所在地・連絡先	(住所) 熊本市中央区本荘5丁目16番10号 (電話) 096-364-6813 (FAX) 096-366-7359 【夜間・休日、外出時等の不在時は、管理者携帯電話へ転送にて必要に応じて相談に応じる等、24時間連絡体制を確保。】
事業所番号	4370100457
管理者の氏名	泉谷 洋望

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数 (人)	職務の内容
		常勤 (人)	非常勤 (人)		
管理者	1	1		1.0	職員管理、業務総括
介護支援専門員	2	2		2.0	居宅介護支援業務の実施

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	熊本市
---------	-----

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日

営業日	営業時間
平日	8:30～17:30
土曜日	8:30～12:30

営業しない日	日曜日・祝日・12月29日～1月3日
--------	--------------------

3 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法

- ア 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- イ 要介護等認定の申請代行
- ウ 給付管理業務
- エ その他

4 費用

(1) 利用料

要介護（要支援）認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は1ヶ月につき利用料として告示されている居宅介護支援費をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護 1・2	10,860円	
	要介護 3・4・5	14,110円	
特定事業所加算（Ⅲ）		3,230円	
初回加算		3,000円	
入院時情報連携加算		（Ⅰ）	2,500円
		（Ⅱ）	2,000円
退院・退所加算	退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500円	
	退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,000円	
	退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000円	
	退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,500円	
	退院・退所加算（Ⅲ）	9,000円	
退院時情報連携加算（利用者1人につき月1回）		500円	
委託連携加算		3,000円	
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,000円	
処遇改善加算		所定単位数の2.1%	

*加算項目は、それぞれの算定用件がありますので、御利用者の状況によって加算される項目が異なります。

*当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。(別紙参照)

(2) 交通費

2の(3)の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。

(往復のバス料金、もしくは車利用の場合、往復のガソリン代1km当たり10円)

(3) 利用料等のお支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、末日までに下記口座に振り込み送金してお支払ください。

肥後銀行本店

普通預金口座 (口座番号2083969)

口座名義 社団法人 熊本市医師会在宅ケアセンター

所長 田中 英一

※ 入金確認後、サービス提供証明書と領収証を発行します。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

居宅介護支援事業は、介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業を提供することにより、寝たきり老人並びに在宅療養者の要介護状態等における多様なニーズへの対応を図り、もって寝たきり老人や在宅療養者の家庭における療養生活を支援し、その生活の質の確保に努めることを目的とする。

(2) 運営方針

熊本市医師会在宅ケアセンター居宅介護支援事業所は、高齢社会に順応した老人保健福祉の向上及び要支援状態等にある在宅療養者のために、他の医療、保健又は福祉サービスと密接な連携を図り、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的且つ効率的に提供できるよう良質の在宅ケアサービスの確保に努めるものとする。

2 指定居宅介護支援の提供に際しては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこととする。

(3) その他

事 項	内 容
アセスメント（評価）の方法及び事後評価	アセスメント課題分析シート等によりお客様の直面している課題等を評価し、お客様に説明のうえケアプランを作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、必要時には、その結果を書面（居宅サービス報告書）に記載してお客様に説明のうえ交付します。
お知らせ	<ol style="list-style-type: none"> 利用者やその家族は、複数の居宅サービス事業所等の紹介や選定理由を求める事が出来ます。 担当介護支援専門員は、平時より医療機関との連携は重要である観点から、医療系サービスの利用を希望された場合は、利用者、その家族の同意を得て主治の医師等の意見を求め、医師等に対してケアプランを交付致します。 また、服薬状況、口腔機能、その他の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等に情報伝達を行います。 虐待防止のため研修、苦情相談体制の整備、虐待を発見した際には速やかに市町村へ通報します。 ハラスメントの防止に向けた取り組みを行います。 感染症が発生し、又はまん延しないように努めます。 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。 多様化・複雑化する課題に対応するために、家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加しています。

6 サービス内容等に関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口	窓口責任者 泉谷 洋望 主任介護支援専門員 ご利用時間 8：30～17：00 ご利用方法 電話（364-6813）
行政等相談窓口	① 熊本市高齢介護福祉課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話（328-2347）FAX（327-0855） ② 熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 〒862-0911 熊本市東区健軍1丁目18番7号 電話（214-1101）FAX（214-1105） ③ 熊本県福祉サービス運営適正化委員会（県社協内） 〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3番7号 電話（324-5471）FAX（324-5440）

7 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は_____ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡を致します。

8 お客様へのお願い

(1) 夜間・休日、外出時等の不在時は、管理者携帯電話へ転送にて必要に応じて相談に応じる等、24時間連絡体制を確保しております。但し、連絡がつかない場合があり留守番電話になることもございますのでその際は連絡先等のメッセージを残されますようお願いいたします。確認後、折り返しご連絡いたします。

(2) 支援事業者が交付するサービス利用票、サービス提供証明書等は、お客様の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。

(3) 病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院または診療所にお知らせください。